

平成28年度第4回天童市教育委員会について（報告）

日 時	平成29年7月21日（金） 午前10時～11時7分
場 所	教育委員会 第一会議室
出席委員	相澤一彦教育長、井上正信委員、大貫紀代子委員、本田孝之委員 阿部真由美委員
出席者	佐藤雅教育次長兼教育総務課長、江川久美子学校教育課長、 武田文敏生涯学習課長、萩生田伸悟学校給食センター所長 事務局（教育総務課職員）
議 事	議第11号 平成29年度教育委員会所管9月補正予算（第2号）について 議第12号 天童市立学校通学区域に関する規則の一部改正について 議第13号 天童市小学校入学準備金支給要綱の設定について 議第14号 天童市学校評議員の委嘱について 議第15号 平成30年度使用小中学校教科用図書の採択について

会議内容

<教育長あいさつ>

先日の行政視察ご苦労様でした。北斗市・函館市においては歴史の重さ、厚さを感じてきました。事前に住み良さランキングを調べましたが函館市が400位台、北斗市は200位台の後半、天童市は26位となっている。このランキングが示すことができる内容に限界もあろうかと思いますが、天童市のバランスの良さを感じています。

今年度のまちづくり懇談会で出ている要望や話題についてお話しします。1つ目に、子どもたちの登下校にかかわって、先日千葉県であったリンちゃん事件を受けて、事件を未然に防ぐ対策や指導について。また、防犯カメラの設置についての要望がありました。見守り隊のひとりが殺人を犯すという特別な事件のなかで、皆がその防止に取り組むには課題があると感じているとともに、皆さんのこれまでの努力に感謝し、さらに、活動の継続をお願いいたしました。防犯カメラの件については、映像に映った犯人の逮捕等には役立つが、未然に防げるものではないことから、みんなで見守る継続した活動に感謝しているところです。

2つ目には、長岡小学校の通学路にかかわって、学校北側の信号のある交差点においては、混雑時の安全対策として、交差点角に車の進入防止ポールを設置する話をしていきます。また、芳賀タウン地内では新しい道路ができたことで、安全な通学路に向けて検討行くこととしています。

3つ目には、商業施設の分煙や夜間利用について、保護者同伴での夜間のゲームセンター利用をやめさせたらどうかの意見がありました。最近の生活の多様化によるところもあることをご理解いただきました。また、分煙については施設側にお話ししていくとしています。

4つ目には、市民に利益をもたらす団体に助成金を交付してほしいとする要

望がありました。生涯学習課が行う各地域づくり委員会に助成金の交付を行っていることを理解していただきました。

5つ目には、いじめ防止について、本市は落ち着いてきていて、いじめは0件なんですか、という現在のいじめの現状についての質問がありました。いじめの事案は月に数十件報告があり、多く把握し、多く解決に導いていくことを繰り返しています。0件とすることより大切なことと捉えていることとお話いたしました。

結びに、消防長と会う機会があり、最近火災件数が少ない話をしたら、そうですねと答えがありました。警察署に交通事故が少ない話をしたら、少ないとの答えがありました。今後も緊張感を緩めず減少と一緒に頑張ることを確認したところです。暑い季節を無事乗り越えられるよう、皆さんも体調管理に留意していただきたい。

< 議 事 >

議第11号 平成29年度教育委員会所管9月補正予算（第2号）について

<可決する>

審議経過

委員：日本語支援事業の対象者は現在何人ですか。

事務局：小学生が3人、中学生が1人の計4人となっています。

<全会一致>

議第12号 天童市立学校通学区域に関する規則の一部改正について

<可決する>

審議経過

委員：説明の地図にある囑託区の区割りの考え方などはありますか。

事務局：囑託区については総務部総務課が担当しております。明確な決まりはないようですが、予想される世帯数やその地域の事情を考慮しているようです。

<全会一致>

議第13号 天童市小学校入学準備金支給要綱の制定について

<可決する>

審議経過

教育長：この天童市小学校入学準備金支給要綱はこれまでの天童市児童生徒就学援助費支給要綱とは別に定めることになりますか。

事務局：これまでの就学援助費支給要綱では、小学6年生の希望者に対し
中学入学の準備金を支給できるようにしています。この小学校入
学準備金支給要綱は次年度に小学1年生になる未就学児を対象に
支給するための要綱として別途制定するものです。

<全会一致>

議第14号 天童市学校評議員の委嘱について

<可決する>

審議経過

<全会一致>

議第15号 平成29年度使用小中学校教科用図書の採択について

<可決する>

審議経過

委員：教科書使用は4年間継続のようですが、途中でどうしても変更し
なければならないときは、変更は可能なのでしょうか。

事務局：法令により教科書は4年使用と定められております。まれに、教
科書の出版社の事情により、必然的に変えることがあります。

<全会一致>

教育長：議事は以上です。委員の皆様から何かありませんか。無いようす
ので議事を終了します。

< 報 告 >

・天童市勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について（生涯学習課）

教育長：他には無いようですので、第4回教育委員会会議を終了します。